

第三十四号議案

箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月二十七日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（管理者による経営に関する委任）

第十五条 第一条から前条までに定めるもののほか、管理者による経営に  
関し必要な事項は、管理者が定める。

第十五条の次に次の十六条を加える。

（指定管理者による管理）

第十六条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により病院の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 病院における診療等に関すること。
- 二 病院の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第十七条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ病院の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、病院の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 病院を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、サービスの向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施し、サービス等を総合的に提供できること。

三 病院を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第十八条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第十九条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変

更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならぬ。

(指定の取消し等)

第二十条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第十六条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、病院の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(利用料金)

第二十一条 第十六条第一項の規定により病院の管理を指定管理者に行わせるときは、病院を利用する者は、病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する

- 基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）により算定した額
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養の給付 各労働基準局長との協定に基づき算定した額
- 三 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費 第一号の規定により算定した額に指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める倍率を乗じて得た額
- 四 前二号に掲げる法律以外の法令又は契約に基づく療養の給付等 当該法令又は契約の規定により算定した額
- 五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問リハビリテーションに係る介護給付又は介護予防訪問リハビリテーションに係る予防給付 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）により算定した費用の額
- 六 前各号に掲げるもののほか、診療等に伴う料金 市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- （指定管理者が行う個人情報取扱い）
- 第二十二條 指定管理者は、病院の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 病院の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第二十三条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第二十条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第二十四条 指定管理者は、病院の施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理に関する委任)

第二十五条 第十六条から前条までに定めるもののほか、指定管理者による管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(委員会の設置)

第二十六条 地方自治法第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市立病院指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、指定管理者の候補者の選定並びに指定管理者の点検及び評価について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、指定管理者による病院の管理運営について、市長に意見を申し出ることができる。

(委員会の組織及び委員)

第二十七条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから

市長が任命する。

3 委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

（委員会の委員長）

第二十八条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第二十九条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（意見の聴取等）

第三十条 委員会は、その会務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（委員会の運営に関する委任）

第三十一条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十一の項」を「六十二の項」に、「六十二の項」を「六十三の項」に改める。

別表中六十二の項を六十三の項とし、三十六の項から六十一の項までを一項ずつ繰り下げ、三十五の項の次に次のように加える。

三十六		箕面市立病院指定管 理者評価委員会	
委員	委員長	日額	
七、 四〇〇円	八、 三〇〇円		

(提案理由)

箕面市立病院の管理について、指定管理者制度及び利用料金制度を導入するとともに、指定管理者の候補者の選定並びに指定管理者の点検及び評価に関する調査審議等を行う箕面市立病院指定管理者評価委員会を設置するため、本条例を改正するものである。